

# 桃山公園協議会規約

制定：2022年12月28日

改定：2023年3月31日

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79条）第17条の2に基づく公園協議会として、桃山公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を大阪府吹田市桃山台2丁目9番地 桃山公園内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、都市(まち)が抱える諸課題の解決に寄与できるよう、公園の利活用の促進と活性化を推進し、市民や民間事業者等の多様な主体により「未来につなぐ公園」を、地域社会全体で維持管理及び運営することを目的とする。

### (協議等)

第4条 協議会は、上記の目的を達成するために、以下のとおり必要な協議等を行う。

- (1) 公園の魅力向上に関すること。
- (2) 公園利用者の利便性向上に関すること。
- (3) 公園施設の管理運営や整備の方向性に関すること。

## 第2章 委員

### (協議会の委員)

第5条 協議会の委員の構成は、次のとおりとする。

桃山台自治団体協議会代表者
桃山台小学校 PTA 代表者
桃山台商店街組合代表者
愛好会代表者
千里竹の会吹田代表者
桃山公園クラブ代表者

桃山公園の自然と環境を守る会代表者
サンメゾン桃山台アーバンビュー代表者
千里桃山台住宅代表者
ブランズ桃山台代表者
メロディハイム代表者
ロジュマンパークビュー代表者
桃山台3丁目自治会代表者
学識経験者
吹田市公園みどり室（公園管理者）
グリーンホスピタルサプライ桃山公園（指定管理者）

（オブザーバー）

第6条 前条の他、学識経験者または指定管理者は、協議会で必要と認める団体又は個人に、オブザーバーとして出席を求めることができる。

（届出）

第7条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

#### 第4章 会議

（会議の種別）

第8条 協議会の会議の種別等は、次のとおりとする。

- （1）協議会は、定例会議と臨時会議とする。
- （2）定例会議は、3か月に一回開催する。
- （3）臨時会議は、委員からの要望があり、指定管理者が緊急性と必要性を認めた場合、招集するものとする。

（協議項目）

第9条 定例会議における協議項目は、以下のとおりとする。

- （1）指定管理の実施状況に関する事
- （2）環境に関する事
- （3）ボランティア活動に関する事
- （4）イベントに関する事
- （5）苦情等問題点への対応に関する事
- （6）その他、委員が事前に協議することを要望した項目

(会議の進行)

第 10 条 協議会の会議の進行は、学識経験者または指定管理者が行う。

(会議の公開)

第 11 条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

(1) 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申し出なければならない。

(2) 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(議事録)

第 12 条 協議会の議事については、議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1 概要

(1) 日時場所

(2) 出席委員の氏名等

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、公園ホームページで公開するほか、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第 5 章 事務局等

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

事務局は、指定管理者が担当する。

(備付書類)

第 14 条 事務局には、次の書類を備えておくものとする。

(1) 本規約

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 会議資料及び議事録

(4) その他、必要書類

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、指定管理

者が定める。

附則

- 1 この規約は、2022年12月28日から施行する。
- 2 この規約の改定は、2023年3月31日より効力を有する